

平成24年5月31日

「地方公務員制度改革について（素案）」に対する意見

財団法人日本消防協会

5月11日に開催された民主党「公務員制度改革・総人件費改革PT 役員会」に総務省が提出した「地方公務員制度改革について（素案）」では、「消防職員について、一般職員と同様、団結権及び協約締結権を付与することとする」とされている。

消防職員の団結権に関する問題については、当協会は、全国各県の消防協会とも協議の上、総務省の検討の場において意見を述べた際も、また昨年6月の総務省の「基本的な考え方」が明らかにされた際も、一貫して「消防団員は、他に生業を持ち、経済的には殆どボランティアでありながら、特別職の公務員として郷土愛護の精神と強い使命感責任感のもと、消防職員と連携し、一体となって活動しており、このような消防団員から見て、いろいろと懸念される点、なお検討すべきさまざまな問題があると考えられるので、我が国の消防の実態に即して十分慎重に検討いただきたい」という趣旨の意見を申し述べてきた。

しかしながら、「地方公務員制度改革について（素案）」で示された考え方は、これまでに当協会が申し述べてきた意見が考慮されているとは考えられず、しかも、これまで全く論議の対象にすらなっていなかった協約締結権まで付与するという方針が一挙に示されている。これは、これまで真摯に意見を述べてきた経緯から見れば衝撃的とも言え、このままでは、国と地方の消防関係者の間の円滑な関係に支障を生ずることすら懸念される。したがって、速やかに再考することとされ、当協会の意見等を十分尊重して慎重に検討されるよう要請する。